平成２８年（フ）第１２８９号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　豊岡　浩徳
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６７号
札幌市北区新琴似８条１丁目２番15―407号
債務者　渋田　直史
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３２号
北海道北広島市大曲中央１丁目12番地３　ノーブルレジダンス104号
債務者　佐藤　直実
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４０６号
札幌市中央区南９条西16丁目２番12号　フォーラム旭山202号
債務者　牧野千恵子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１５号
札幌市南区川沿13条２丁目４番45号　介護老人保健施設　リラコート愛全、住民票上の住所札幌市中央区南５条西18丁目３番20―301号
債務者　鈴木　禮子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２２号
札幌市豊平区平岸７条13丁目１番15号　マンションドレミ301号
債務者　月舘　毅光
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３１号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目10番７―403号
債務者　大西　　保
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３２号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目10番７―403号
債務者　大西　史子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４８号
札幌市西区西町南８丁目４番15―107号
債務者　澤　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９号
群馬県高崎市岩押町35番14号
債務者　清水　俊司
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５７号
群馬県高崎市金古町1586番地81
債務者　池田　捷子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６号
京都府舞鶴市朝来西町１番地の40
債務者　鹿島　啓子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
北海道釧路郡釧路町北見団地７丁目９番地
債務者　桑垣江利子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２１２１号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目46―６　スターハイムＢ206
債務者　高橋　辰夫
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１３６号
東京都大田区千鳥１丁目14―５―103
債務者　福本洋子こと　李　　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１３７号
東京都大田区千鳥１丁目14―５―103
債務者　福本玲子こと　安　　玲子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１３８号
東京都大田区千鳥１丁目14―５―103
債務者　奥村　久美
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部